

令和元年度

定期監査結果報告書

湯前町監査委員

令和元年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているかを主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和2年 1月20日	(月)	議会、会計室、総務課 税務町民課
23日	(木)	保健福祉課 建設水道課
24日	(金)	農業委員会 農林振興課、企画観光課
28日	(火)	教育委員会(出先機関を含む)

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室

4. 監査事項(内容)

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。
指摘事項等は、以下のとおりです。

指摘事項等

1. 財産管理事務について

(1) 公有財産管理

平成30年4月1日にスタートした統一的な基準による地方公会計の一環として、公有財産台帳施設別一覧表が整備されている。

その中の附属明細書(様式第5号)によれば、平成29年度末で土地の評価残高が事業用資産3,384,915円、インフラ資産2,428,449円の合計5,813,364円と、極端に低評価である。

評価方法等を、外注先の(株)地域科学研究所で究明すること。

併せて、住民からの閲覧請求に対する対処策を考慮されたい。

(2) 物品管理

物品管理の監査は、会計室保存の物品出納通知書を基本として、物品台帳の整備状況、定期監査の提出書類(契約一覧表)の作成状況を併せて監査した結果、次のような不備が認められた。

①物品台帳の記載もれ

②契約一覧表(不動産・物品の取得又は処分)の作成もれ

③物品出納通知書の作成もれ

2. 町営住宅の管理について

町営住宅は、総体的に建設年度が古く、今後もかなりの修繕発生が予想される。修繕費負担のあり方については、「町営住宅修繕負担区分表」を基準に「町営住宅修繕申出書」により、負担者の区分け作業が行われているので、引き続き適正な修繕費負担者の区分け作業を行われたい。

この件については、今後も引き続き指摘していく。

3. 預託金の運用について

預託金貸付要綱に基づき、球磨地域農業協同組合に1,000万円、熊本県信用組合に1,000万円の預託金貸付がある。

令和元年12月31日現在の利用件数及び貸付金残高は、農協預託金は1件の452千円(新規0件)、信組預託金は2件の3,075千円(新規0件)である。

引き続き広報湯前等で制度の周知を行い、利用の活性化を図られたい。

4. その他

(1) 「工事関係書類提出確認表」の活用については、引き続き積極的な活用に取り組まれたい。

(2) 執行状況に関する調べ(歳入・歳出)については、提出不要である。

(3) 出捐金は、債権に該当しないので、有価証券等状況には計上不要である。

以上、報告します。